

奈良県告示第二百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人社団宗琴会うしお耳鼻咽喉科医院	天理市川原城町二九七一	平成三十一年三月三十一日
米本歯科医院	大和郡山市朝日町二番二三号	令和二年六月三十日
正田歯科医院	橿原市内膳町二丁目七番九号	令和二年六月三十日